

中山間地域等 直接支払制度に 取り組む皆様へ

～スマート農業加算の活用について～



農作業の省力化・効率化を図りませんか？

スマート農業加算とは

集落協定において、スマート農業機械を活用して、農作業の省力化・効率化を図る場合に所定額が加算されます。

- 対象協定：体制整備単価の集落協定のみ
※体制整備単価の適用には、ネットワーク化活動計画の作成が必要です。
- 対象農地：集落協定農用地
- 加算額：5,000円/10a×協定面積
(地目にかかわらず)
※協定面積を上限に加算面積を設定することも可能です。

- 上限額：200万円/年度
- 取組期間：令和7～11年度
- 目標設定：定量的な目標を1つ以上定める
※加算金に見合った目標を設定してください。
※新たにスマート農業加算に取り組むには、協定の変更が必要です。

※本加算による活動は、**集落協定内の合意のもと、共同取組活動として実施してください。**

※本加算金は、**定量的な目標達成に係る必要経費に限り使用することができます。**

例えば、園地でドローン防除を行うため、周辺林地の伐採が必要となった場合、その作業日当に加算金を充てることもできます。

※作業時の事故に備えるため、イベント保険（JA等）や自治会活動保険への加入を推奨します。

対象となる取組事例

ドローン



目標例

ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、ドローン散布を行う面積を△haから□haに増加させる。

用途例

ドローンの購入費・リース代・委託費、免許取得費、メンテナンス費、燃料費、作業日当等

水管理システム



目標例

水田において、水管理システムを設置する面積を△haから□haに増加させる。

用途例

水位センサー・給水ゲート・給水バルブの購入費・リース代、メンテナンス費、システム利用料、通信費等

自動鳥獣捕獲センサー



目標例

自動鳥獣捕獲センサーを導入し、捕獲檻の見回り回数を○回/年から▲回/年まで減少させる。

用途例

センサー・捕獲檻の購入費・リース代、システム利用料、通信費、設置作業にかかる経費等

対象機器一覧

- リモコン草刈機
- 自動鳥獣追払機
- 電気柵監視システム
- 営農支援アプリ
- 無人ヘリコプター
- 栽培管理システム
- コンバイン（直進アシスト機能付）
- 穀物乾燥機（AI機能搭載）
- 気象センサーetc.

※対象機器の詳細は、最寄りの市町担当課までお問い合わせください。

目標達成までの流れ

1 集落協定で相談し、定量的な目標を設定する。

- | | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| パターン
1 | スマート農業機械の 導入面積の増加 を目標とする。
〈例〉リモコン草刈機による除草面積を現状の□haから△haまで増加させる。 | パターン
2 | スマート農業機械による 作業時間(人数)の削減 を目標とする。
〈例〉リモコン草刈機を導入し、除草作業に要する時間(人数)を○割/年削減する。 |
|-----------|---|-----------|---|

2 加算金の使途を決定する。



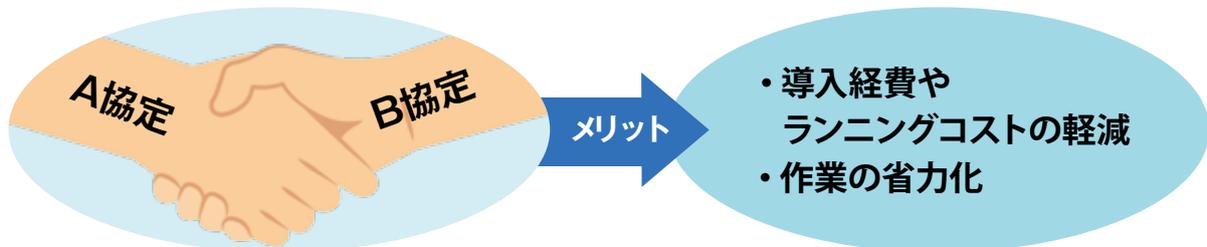
※スマート農業機械の購入のため、加算金の使途を積立だけの年とすることも可能です。
ただし、加算金は第6期対策期間中(令和11年度まで)に使い切るようにしてください。
※50万円以上の共有資産等を購入する場合は、共有資産管理台帳、機械等利用管理規程、機械等利用簿を作成してください。

3 取組を実施し、根拠資料(活動記録等)を残す。

	1 面積を目標とする場合	2 作業時間(人数)を目標とする場合
①委託	委託面積が分かる書類	作業時間(人数)の削減が確認ができる活動記録 ※詳細については、市町担当課までご相談ください。
②購入	面積が確認できる活動記録	
③リース	面積が確認できる活動記録	

こんな使い方もおすすめ!

A、B協定で加算金を活用しスマート農業機械を共同で導入する。



◎リモコン草刈機の共同利用の例(伊予市)

「上三谷地域資源保全推進会」は、近隣の3組織と協力してラジコン草刈機を共同リースし、農道やため池の法面等の草刈りを実施。

共同利用により

- 1組織あたりのリース代の負担軽減(約14万円/1組織)
- 作業人数の削減(導入前19人→導入後7人)が可能になった。



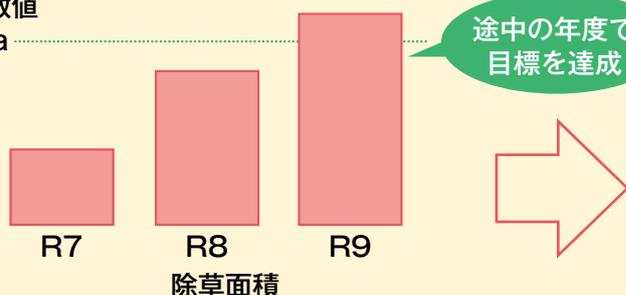
よくある質問

Q1 取組期間の途中の年度に目標を達成した場合、その年度で加算は終了となるのか。

A1 目標達成により実現した状況の維持や更なる向上のため、令和11年度まで加算措置を継続することや、協定の変更申請を行い新たな定量的な目標を定めて加算措置を継続することが可能。また、協定の変更申請を行い、取組期間を短縮して、取組を前倒しで終了することも可能。

【例】リモコン草刈機による除草面積を現状の0haから30haまで増加させる。

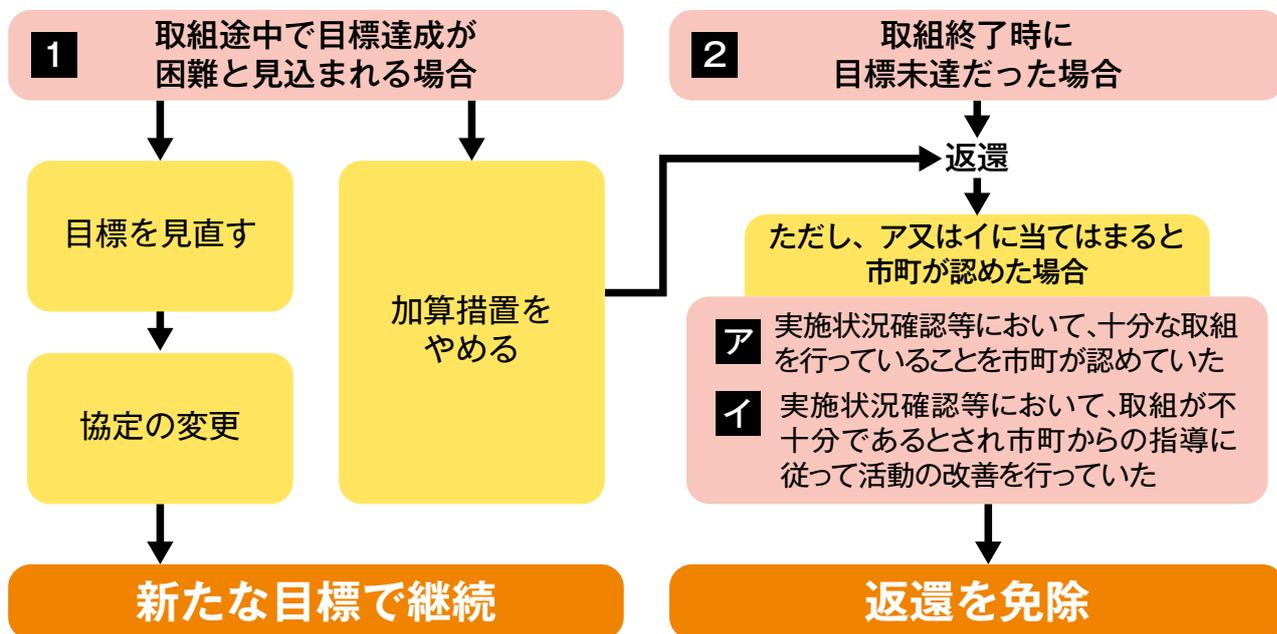
目標数値
30ha



- 1 同じ目標のまま、活動を継続する。
- 2 新たな目標を立てて、活動を行う。
 1. 除草面積を増やす (30ha→50ha)
 2. 新たな取組を行う (リモコン草刈機による取組を終了し、ドローン防除を行う等)
- 3 取組を前倒しで終了する。

Q2 目標を達成できなかった場合、加算金は全て返還となるのか。

A2 第6期対策より、目標の見直しが可能となっているほか、加算金の返還が免除される規定が設定されております。詳しくは下記をご参照ください。



〈お問い合わせ先〉

- 愛媛県農林水産部 農業振興局農地整備課 計画調整グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 電話：089-912-2539 FAX：089-912-2534
- 各市町 中山間地域等直接支払交付金担当課

〈制作〉

- 一般社団法人 農山漁村文化協会(農文協) 〒335-0022 埼玉県戸田市上戸田2-2-2
電話：048-233-9374 FAX：048-299-2814